

下北沢駅周辺駐車場地域ルール策定協議会設置要綱

令和5年6月22日
5世北街第90号

(設置)

第1条 東京都駐車場条例(昭和33年東京都条例第77号)に基づき、下北沢駅周辺駐車場地域ルールを策定するにあたり、必要となる事項を所掌するため、下北沢駅周辺駐車場地域ルール策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 下北沢駅周辺駐車場地域ルールの検討及び策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第5条第1項に規定する会長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和7年3月31日までの期間とする。ただし、協議会が必要と認めるときは、当該期間を変更することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから委員の互選により定め、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見、説明等を聴き、又は委員以外の者に必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 委員は、やむをえない事由のため会議に出席することができないときは、事前に会長の承認を得て代理人を出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、北沢総合支所街づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、北沢総合支所長において別に定める。

附 則(令和5年6月22日5世北街第90号)

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

附 則(令和5年8月31日5世北街第122号)

この要綱は、令和5年8月31日から施行する。

別表(第3条関係)

学識経験者 2人以内

地区内の地元組織 8人以内

地元公共交通事業者 2人以内

警視庁北沢警察署交通課長

東京都都市整備局都市基盤部交通計画調整担当課長

東京都都市整備局市街地整備部建築企画課長

都市整備政策部都市計画課長

都市整備政策部建築調整課長

道路・交通計画部道路事業推進課長

道路・交通計画部交通政策課長

土木部土木計画調整課長

土木部交通安全自転車課長

北沢総合支所拠点整備担当課長

北沢総合支所街づくり課長